

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の210</u> (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u>	(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の212.5</u> (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u>

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。